

目黒区告示第630号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、アルカサーノ東が丘マンション建替組合の解散を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

目黒区長 青木 英二

- 1 解散する組合の名称
アルカサーノ東が丘マンション建替組合
- 2 事務所の所在地
港区六本木七丁目3番12号株式会社アークブレイン内
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
目黒区東が丘二丁目16番13
- 4 理由
当マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 5 解散認可年月日
平成30年10月23日